

奈良県告示第百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年七月二十日治道南部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和二年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾